

保育士養成課程等検討会ヒアリング

一般社団法人全国保育士養成協議会

会長 山崎美貴子

I 説明事項

- 1 全国保育士養成協議会の概要
- 2 保育士養成校の概要
- 3 養成科目及び試験科目

II 意見

- 1 保育所保育指針改定を踏まえた保育士養成課程の検討について
- 2 保育士養成と保育士研修・キャリアアップとの連動について
- 3 他の国家資格と匹敵する保育士資格の専門性確保・維持・向上について

全国保育士養成協議会について

少子高齢社会の中で、子どもの健全な成長発達を保護者とともに担う重要な専門職である保育士を養成する学校を会員とする団体です。会員校の教職員等の参加による調査・研究、研究誌の発行、研修会の開催等により、時代、社会の要請に応える“より質の高い保育士の養成”を目指しています。

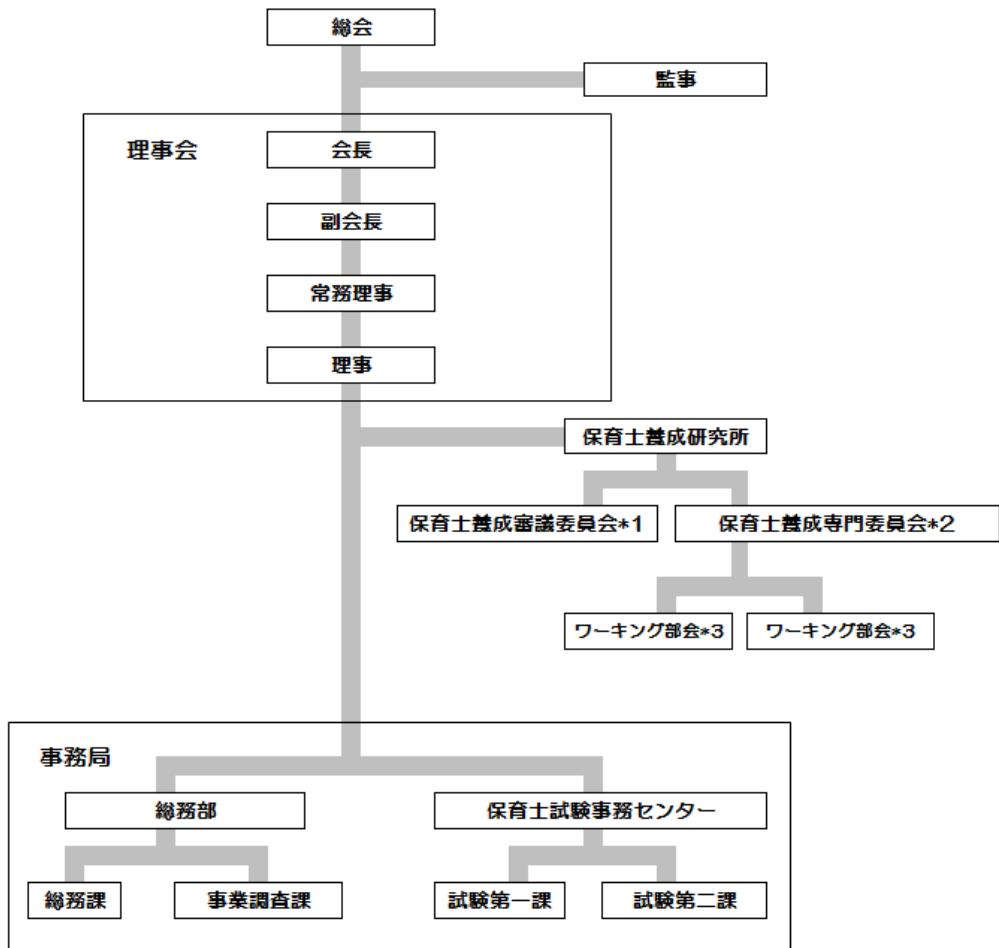
また、全都道府県知事から「指定試験機関」の指定を受け、保育士試験に関する全ての事務を実施しており、保育士に求められる多様な人材を、保育士養成校と保育士試験の両面で確保する事業を行っています。

■事業内容■

会員相互の連携協力によって、保育士養成事業の振興に必要な諸活動及び調査研究を行い、もって児童福祉の進展に寄与することを目的とする。

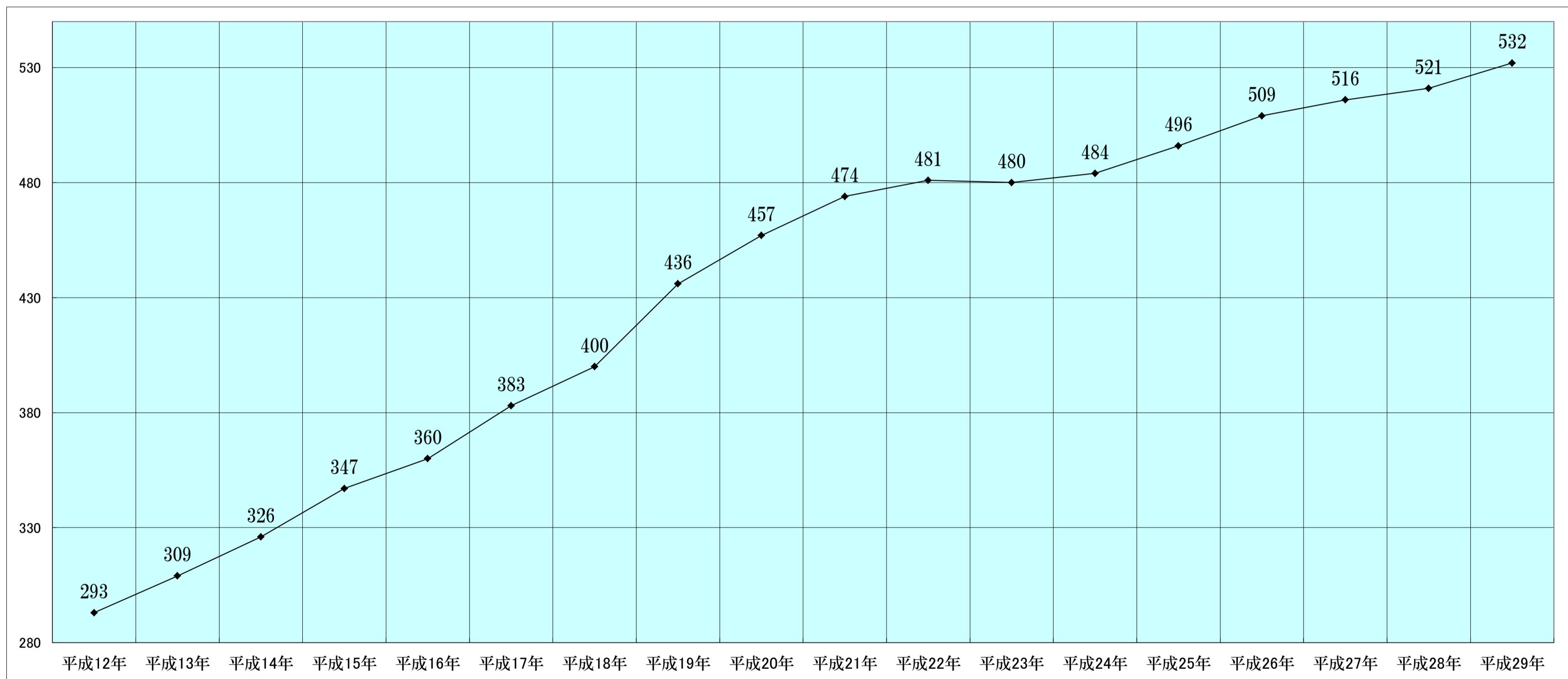
- 保育士養成制度及び教育内容の調査、研究に関する事業
- 保育士養成に関する研究大会及び各種研修会等の開催
- 保育士養成に関する広報、出版に関する事業
- 保育士養成の振興に関する諸活動
- 保育士試験の実施に関する事務
- 児童福祉施設等に係る第三者評価の調査研究及び実施に関する事業
- その他本会の目的を達成するために必要な事業

■組織図■



会員校数の推移

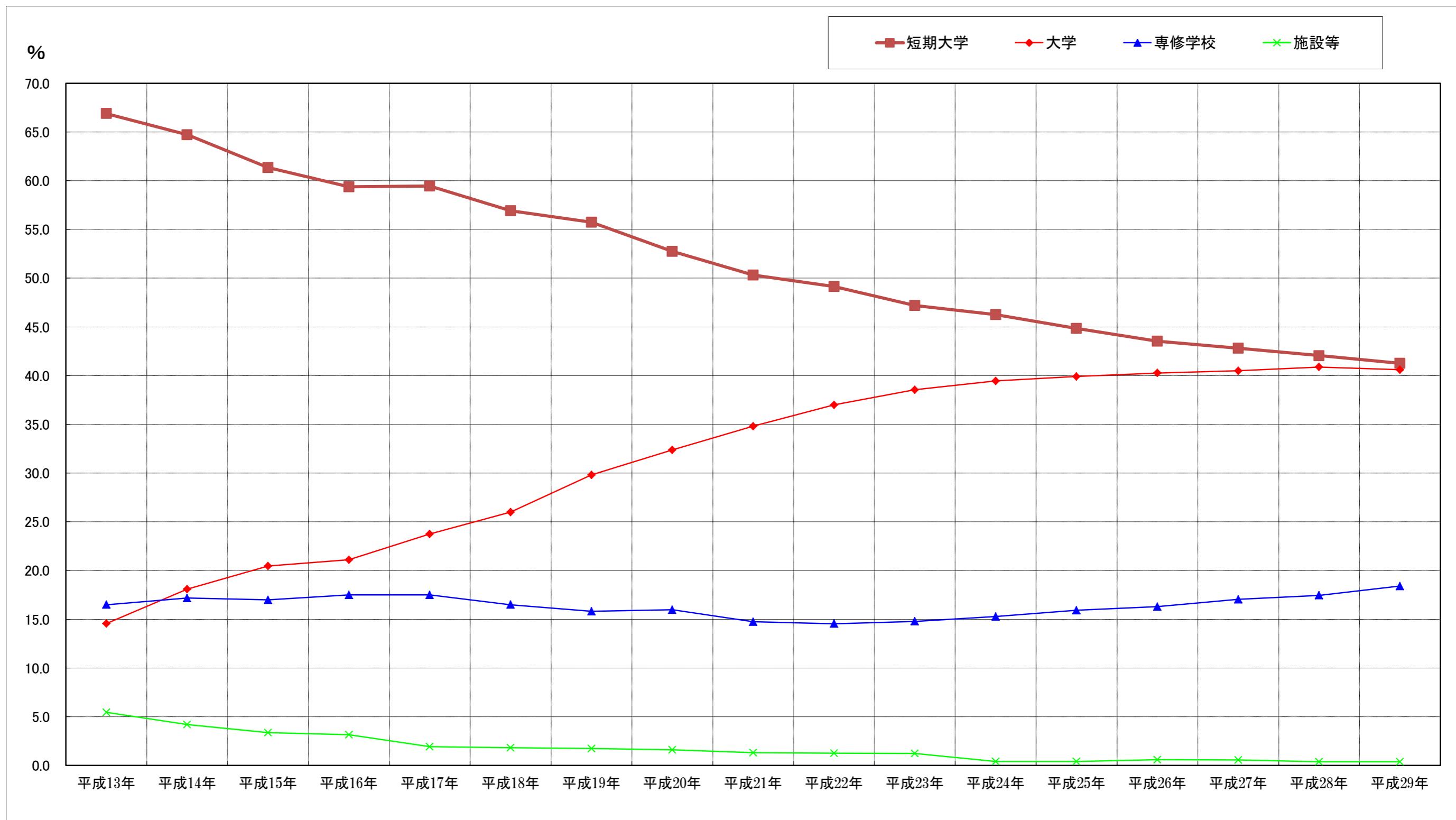
平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
293	309	326	347	360	383	400	436	457	474	481	480	484	496	509	516	521	532



会員校の学校種別構成割合(%)の推移

単位: %

	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
大学	10.6	14.6	18.1	20.5	21.1	23.8	26.0	29.8	32.4	34.8	37.0	38.5	39.5	39.9	40.3	40.5	40.9	40.6
短期大学	66.9	64.7	61.3	59.4	59.4	56.9	55.8	52.8	50.3	49.2	47.2	46.3	44.8	43.5	42.8	42.1	41.3	40.2
専修学校	17.1	16.5	17.2	17.0	17.5	17.5	16.5	15.8	16.0	14.8	14.6	14.8	15.3	15.9	16.3	17.1	17.5	18.4
施設等	5.5	4.2	3.4	3.2	1.9	1.8	1.8	1.6	1.3	1.3	1.2	0.4	0.4	0.6	0.6	0.4	0.4	0.8



四年制大学・短期大学・専修学校の施設数・学生数比較

4年制大学				短期大学			専修学校		
年度	施設数	学生数	入学者数	施設数	学生数	入学者数	施設数	学生数	入学者数
H10	604	2,660,086	590,743	588	416,825	191,430	3,573	761,048	397,858
H11	622	2,701,104	589,559	585	377,852	168,973	3,565	753,740	385,424
H12	649	2,740,023	599,655	572	327,680	141,491	3,551	750,824	386,471
H13	669	2,765,705	603,953	559	289,198	130,246	3,495	752,420	386,688
H14	686	2,786,032	609,337	541	267,086	121,441	3,467	765,558	398,049
H15	702	2,803,980	604,785	525	250,062	113,029	3,439	786,091	407,239
H16	709	2,809,295	598,331	508	233,754	106,204	3,444	792,054	400,035
H17	726	2,865,051	603,760	488	219,355	99,431	3,439	783,783	386,836
H18	744	2,859,212	603,054	468	202,254	90,740	3,441	750,208	358,241
H19	756	2,828,708	613,613	434	186,667	84,596	3,435	703,490	334,417
H20	765	2,836,127	607,159	417	172,726	77,339	3,401	657,502	306,225
H21	773	2,845,908	608,731	407	160,976	73,163	3,348	624,875	297,730
H22	778	2,887,414	619,119	395	155,273	72,047	3,311	637,897	318,324
H23	780	2,893,489	612,858	387	150,007	68,432	3,266	645,834	312,371
H24	783	2,876,134	605,390	372	141,970	64,063	3,249	650,501	313,321
H25	782	2,868,872	614,183	359	138,260	64,653	3,216	660,078	319,527
H26	781	2,855,529	608,247	352	136,534	61,699	3,206	659,452	311,023
H27	779	2,860,210	617,507	346	132,681	60,998	3,201	656,106	312,821
H28	777	2,873,066	618,424	341	128,461	58,226	3,128	648,348	305,312

出典：学校基本調査-H28年度(速報)結果の概要

指定保育士養成施設種別ごとの保育士となる資格取得者の就職状況

(平成27年度末)

	施設数 か所	総 数 人	保育所及び幼保連 携型認定こども園		地域型保育事業		保育所及び幼保連 携型認定こども園以 外の児童福祉施設		児童事業		知障者施設		身障者施設		老人施設		幼稚園		その他	
			人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
大学	262	12,105	5,647	46.7%	70	0.6%	395	3.3%	286	2.4%	202	1.7%	60	0.5%	108	0.9%	2,348	19.4%	2,989	24.7%
短期大学	240	24,384	14,352	58.9%	156	1.3%	813	3.3%	581	2.4%	534	2.2%	138	0.6%	105	0.4%	4,746	19.5%	2,959	12.1%
専修学校	136	5,107	2,898	56.7%	49	0.4%	286	5.6%	180	3.5%	232	4.5%	27	0.5%	75	1.5%	672	13.2%	688	13.5%
その他の施設	3	116	56	48.3%	10	0.1%	8	6.9%	10	8.6%	1	0.9%	0	0.0%	1	0.9%	0	0.0%	30	25.9%
計	641	41,712	22,953	55.0%	285	0.7%	1,502	3.6%	1,057	2.5%	969	2.3%	225	0.5%	289	0.7%	7,766	18.6%	6,666	16.0%

- (注) 1. 保育所とは、児童福祉法第39条に規定する保育所をいう。
 2. 児童福祉施設とは、児童福祉法第7条第1項に規定する保育所以外の児童福祉施設並びに同法第17条に規定する児童の一時保護施設をいう。
 3. 児童事業とは、児童福祉施設以外の児童福祉事業及び児童関連事業を行う施設(へき地保育所等)における事業をいう。
 4. 施設数…平成27年4月1日現在)

(保育課調べ)

第6回 保育士養成課程等検討会	参考資料1-1
平成29年5月24日	

保育士資格取得方法

保育士

※児童福祉法第18条の4

登録 (各都道府県単位) ※児童福祉法第18条の18第1項 (登録者数 1,459,858人: H29.4.1現在)

指定保育士養成施設

※児童福祉法第18条の6第1項

(1,690,288人
: 27年度末累計)

平成27年度資格取得者
41,712人

- ・大学
269か所 (262か所)
 - ・短期大学
236か所 (240か所)
 - ・専修学校
144か所 (136か所)
 - ・その他施設
4か所 (3か所)
- 合 計
653か所 (641か所)
- 【28.4.1現在(()内は前年)】

保育士試験

※児童福祉法第18条の6第2項

各都道府県、指定試験機関委託

※児童福祉法第18条の9

(439,322人: 28年度末時点合格者数累計)

受験申請者数 70,710人
全科目合格者数 23,690人
うち全部免除者数 5,461人

】 (28年度実績)
※地域限定保育士試験を含む

保育士試験受験資格

大学等 (短大含)	児童福祉施設 実務経験5年 以上 (高校卒業者は実務経験 2年以上)	幼稚園教諭 免許状有 (試験一部免除)	知事による 受験資格認定 実務経験(※) 5年以上 (高校卒業者は実務経験 2年以上) ※対象施設 ・へき地 保育所 ・家庭的保育 ・認可外保育 施設 等

平成16年度…幼稚園教諭免許状所有者について、筆記試験の2科目及び実技試験の免除を実施

平成22年度…幼稚園教諭免許状所有者の科目履修による試験科目免除を実施 (34単位の履修が必要)

知事による受験資格認定の対象に放課後児童クラブを追加

平成24年度…知事による受験資格認定の対象に認可外保育施設を追加

平成25年度…幼稚園等において「3年かつ4,320時間」の実務経験がある幼稚園教諭免許状所有者について、従来の2科目の筆記試験免除科目に1科目加えるとともに、指定保育士養成施設における科目履修による試験科目免除の特例を創設 (8単位の履修が必要)

平成27年度…対象施設における一定の実務経験によって、合格科目免除期間を最長5年に延長

第1回 保育士養成課程等検討 平成27年6月5日	資料5
--------------------------------	-----

保育士養成課程教科目と保育士試験科目

【保育士養成課程教科目】

	系列	教科目	設置単位数	履修単位数
教養科目		外国語(演習)	2以上	
		体育(講義)	1	1
		体育(実技)	1	1
		その他	6以上	
教養科目 計			10以上	8以上
必修科目	①保育の本質・目的に 関する科目	保育原理(講義)	2	2
		教育原理(講義)	2	2
		児童家庭福祉(講義)	2	2
		社会福祉(講義)	2	2
		相談援助(演習)	1	1
		社会的養護(講義)	2	2
		保育者論(講義)※H22新設	2	2
	②保育の対象の理解に 関する科目	計13	計13	
		保育の心理学Ⅰ(講義)	2	2
		保育の心理学Ⅱ(演習)	1	1
		子どもの保健Ⅰ(講義)	4	4
		子どもの保健Ⅱ(演習)	1	1
		子どもの食と栄養(演習)	2	2
	③保育の内容・方法に 関する科目	家庭支援論(講義)	2	2
		計12	計12	
		保育課程論(講義)※H22新設	2	2
		保育内容総論(演習)	1	1
		保育内容演習(演習)	5	5
	④保育の表現技術	乳児保育(演習)	2	2
		障害児保育(演習)	2	2
		社会的養護内容(演習)	1	1
		保育相談支援(演習)	1	1
		計14	計14	
		保育の表現技術(演習)	4	4
		合計	51	51
選択必修科目	保育に関する科目(上記①～⑤の系列より科目設定)		15以上	6以上
	保育実習Ⅱ又はⅢ(実習)		2	2
	保育実習指導Ⅱ又はⅢ(実習)		1	1
	選択必修科目 計		18以上	9以上
合計		79以上	68以上	

【保育士試験科目】

保育原理
教育原理
児童家庭福祉
社会福祉

社会的養護

保育の心理学

子どもの保健

子どもの食と栄養

保育実習理論

保育実習実技